

新潟市教育委員会 平成29年8月 定例会会議録				
日 時	平成29年8月28日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄	出席委員	田 中 賢 一	
	齋 藤 洋一郎		渡 邊 節 子	
	沢 野 千英子		山 倉 茂 美	
	伊 藤 裕美子	欠席委員		
	上 田 晋 三			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 居 和 夫	学 校 支 援 課 長	大 井 隆
	教 育 次 長	古 俣 泰 規	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	今 井 利 司
	教 育 総 務 課 長	山 本 正 雄	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	学 務 課 長	川 崎 健	中 央 図 書 館 長	三 保 恵 美 子
	施 設 課 長	小 関 洋	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	大 井 夫 美 子
	保 健 給 食 課 長	坂 井 玲 子	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	松 田 玲 子
	地 域 教 育 推 進 課 長	緒 方 猛	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	竹 田 由 里 子
	学 校 人 事 課 課 長 補 佐	池 田 浩	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 育 職 員 課 長	浅 間 孝 之	教 育 総 務 課 主 査	岡 敬 介
	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 治 彦	教 育 総 務 課 主 査	山 口 学
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時30分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (4件)	議案番号	件 名
	議案第19号	平成29年9月議会定例会の議案について
	議案第20号	教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価の議会報告について
	議案第21号	平成30年度使用新潟市立高等学校用教科書用図書採択について
	議案第22号	平成30年度使用新潟市高志中等教育学校後期課程用教科書用図書採択について
報告 (1件)	平成29年度新潟市奨学生等の選考結果について	

第1 開会宣言

○教育長

午後3時30分開会を宣言する。

これより8月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に田中委員及び渡邊委員を指名します。

第3 付議事件

○教育長

日程第2, 付議事件に入ります。

はじめに、議案第19号平成29年9月議会定例会の議案については、市議会に議案の公表前であることから非公開としたいと思いますが、御異議ございませんか。

それでは公開案件の終了後、非公開案件として再開して審議をします。

次に、議案第20号教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検評価の議会報告について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課です。

付議の9ページをご覧くださいと思います。議案第20号教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検評価の議会報告についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、毎年事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、その報告書を議会に提出することが義務づけられております。

このたび報告書の決定をお願いするものでございます。報告書の内容につきましては、7月の協議会でご協議いただいております。その際にご指摘いただきましたご意見を参考にしまして、若干の修正を行いました。修正を行った箇所につきましては、付議の21ページをご覧くださいと思います。

新潟市教育ビジョンの施策評価についての1の中段のところでございます。施策1-(6)読書活動の推進と新聞活動の充実、こちらの右側の説明部分を修正いたしました。先般、指標1の評価が低いことに関するご意見、何らかの理由があるのであれば、そういったものをお聞きしたらよろしいのではないかとのご意見をいただきまして、右側の丸印の一つ目のとおり、その理由等について記載をさせていただいたということです。

また指標4につきましては、より確かな評価となるよう、こちらについては平成29年度から指標を変更する予定で考えておりますので、ご承知おきいただきしたいと思います。

次に、同じページの下段でございます。施策2-(2)一人一人の成長を促す生徒指導の推進、右側の説明欄の丸印の三つ目でございます。先般の協議会の中で、「新潟市教育フォーラム 2016 いじめ防止市民フォーラム」の参加者が何人程度であったのかといったご意見がありまして、こちらにつきまして、約 450 名という人数も追記させていただきました。

修正した箇所は以上でございますけれども、そのほかの内容につきましては、前回協議会でご説明した内容と変更はございません。先月の協議会と同じ内容となっております。この報告書を決定していただいた後は、9月 12 日から開催予定の9月議会定例会において報告するとともに、ホームページに掲載し公表する予定としております。

○教育長

ただいまの説明に、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

前回の説明からの変更点ということでしたが、よろしいでしょうか。

それでは、議案第 20 号については、承認することとしてよろしいでしょうか。

では、そのように決定します。

次に議案第 21 号「平成 30 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択について」及び議案第 22 号「平成 30 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択について」は、関連がありますので一括して審議したいと思います。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

学校支援課です。よろしくお願いします。

議案第 21 号、議案第 22 号について一括してご説明申し上げます。

なお、両議案で審議いただく各教科用図書については、4月の教育委員会定例会で承認いただいた平成 30 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針及び平成 30 年度使用新潟市立高志中等教育学校教育課程用教科用図書採択に関する基本方針に基づいて、各学校が調査研究を行いました。調査研究では、各学校が自校の教育課程に照らしながら、教科書の内容、配列、分量、図表、写真、資料の見やすさ等を教科書推薦委員会等で比較検討したうえで、自校の生徒の実態に適しているものを、校長が教職員の意見を踏まえて推薦いたしました。

教育委員の皆様には、これまでに各学校の教育目標を十分にご理解いただいたうえで、各学校から出された教科用図書推薦一覧に基づいて、教科書を丁寧にご覧いただき内容を把握していただいております。本日は、学校ごとに一括して説明させていただきます。

はじめに、万代高等学校の選定結果です。万代高等学校は、全日制普通科及び英語・理数科それぞれの学科やコースの目的を踏まえて選定をいたしました。選定理由については、付議 23 ページから 37 ページをご覧ください。

次に明鏡高等学校の選定結果です。明鏡高等学校は定時制普通科の午前部と夜間部、それぞれの目的を踏まえて選定を行いました。選定理

由については、付議 38 ページから 46 ページをご覧ください。

次に高志中等教育学校後期課程、つまり4年生から6年生用の教科用図書の選定結果です。高志中等教育学校は、中高一貫教育校という特性を踏まえた選定結果となっています。選定理由については、付議 48 ページから 52 ページをご覧ください。なお、中等教育学校後期課程では、高等学校用の教科書を使用するため、需要学年については高等学校の学年に合わせてそれぞれ高等学校1, 2, 3年用と記載されておりますが、それぞれが中等教育学校の4, 5, 6年生用ということでご理解ください。

それでは議案第 21 号及び議案第 22 号について、ご審議をよろしく願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○伊藤委員

各学校の教育理念を反映した教科書だなということで、選定結果をじっくり、付箋のついているページを中心に、研究の内容について私もいろいろな評価を見せていただきました。

万代高等学校の国際化ということで、英語の教科書など、やはり自発的に言語活動につながるような研究の内容が書かれてあるのですが、確かに教科書の中、テキストの中、付箋のついた部分を読みますと興味もあり、また、これについて、発言を問うような場面で、自発的に学び身につく英語の教科書の活用ができるものを選ばれていると感じました。そんなふうに、各学校の教育理念に沿って選ばれているということが、よく分かったところです。ほかの家庭科の教科書についても、大変分かりやすく、図や写真等が効果的で、内容も非常に充実しているということが、選定理由の中に書かれていることが非常によく分かる、丁寧な、説明も資料もよく分かるものでありました。

○田中委員

今、伊藤委員がお話しされたとおり、私も思ったのですけれども、それぞれの高校の指導方針とか、あるいは学校の特色に応じた教科書が適切に選定されていると感じました。

それから、各学校の生徒の実態を非常にきちんと把握されておりまして、どの生徒にも学習内容がしっかりと身につくよう、十分配慮されている教科書だなということを感じております。さらには、最新研究成果なども大変たくさん取り入れられていたり、生徒の興味、関心をひく構成、あるいは最近のネットトラブルとか情報モラルなどの現在の子どもたちに欠かせない内容が適切に盛り込まれている教科書が選定されていると思いました。

家庭科などを見ますと、まるでレシピのようなものがありますし、地理の教科書では、海外旅行のガイドブックみたいなものもありまして、こんな教科書だったらもう一回勉強してもいいかなとも感じました。ありがとうございました。

○沢野委員

両委員のおっしゃるとおり、私もていねいに見せていただいたのですが、各学校の教育方針や指導方法教によって、よく見て選ばれているなど

感じました。英語なども生徒が興味、関心を引くようなものであったり、きめ細かに生徒に合わせた、使いやすい教科書が選ばれていると思いました。

○山倉委員

私もゆっくり見せていただきましたが、その中で、明鏡高校についてお話ししたいと思います。私も高校のときに昼間は仕事をしまして、夜に学校に行きましたので、仕事が忙しいときに夜に勉強するという辛さがよく分かっているものですから、明鏡高校の教科書を見ますと、全体として教科書が大きめで文字も大きく、カラーの写真がふんだんにとということで、子どもたちが読みやすい工夫がされているので、とてもいいなと感じました。

○渡邊委員

各学校の教科書を見せていただく中で、その学校に合っているような教科書を選んでい一方、保健体育は同じ教科書が選ばれているということで、その辺りを、前回、学習会のときに聞かせていただきましたが、やはりそれだけの学校から見てもいい教科書ということで、そういうことを考えると、教科書採択のプロセスに従ってやっているうえでも、共通する教科書ということで、その辺りも推薦理由が明確になっていることが、今回、大事だと思いました。保健体育についても、専門のところではないので分からないのですけれども、どの学校でも必要ということがあるのだろうということを理解しました。

それともう一つ、先ほど田中委員などからも出ていましたが、やはり、これだけ情報化が進んでいる中で、SNSの利用の注意点ですとか、ネットトラブルについて教えられているものも選んでいるのだということが分かりました。大変重要なことだと思います。

○教育長

ただいま、よく学校の実態に合った教科書が選ばれているということでしたが、議案第21号、22号については承認するということがよろしいでしょうか。

それでは、そのようにします。

第4 報告

○教育長

次に、日程第3、報告案件に入ります。はじめに、平成29年度新潟市奨学生等の選考結果について、学務課から説明をお願いします。

○学務課長

学務課でございます。よろしくお願いします。

議案書の報告1ページをご覧ください。平成29年度の奨学生の選考が終了しましたので、ご報告させていただきます。奨学生の募集期間は本年6月12日から7月11日までの1か月間募集いたしまして、8月4日に新潟市奨学生等選考委員会を開催し、奨学生候補者を決定いたしました。

選考結果ですが、報告1ページの2番の(1)新潟市奨学金です。この合計欄、募集人数が117名のところ136名の申請があり、その内、学力基準を満たさなかった専門学校1名、それから大学5名の計6名を除いた130名を貸付候補者といたしました。定員を超えるような申請状況となり、また、条件を満たさず貸付候補者も定員を超えている状況ですが、募集定員に満たなかった他の学校種、例えば、高校や専門学校等の残予算や、現

在、すでに貸付を行っている奨学生で休学する者や奨学金の辞退の者の残予算を充てることで、基準を満たす130名全員を貸付候補者とさせていただきたいと考えております。

なお、学力基準に達しなかった方々については、結果通知の際に、在学中の成績で再度、来年改めて申請できるということを知らせる文書もお送りさせていただいております。

続きまして、(2)社会人奨学金ですが、募集人数9名のところ申請者は2名で、いずれも基準を満たしていたので、貸付候補者といたしました。

一番下に、参考として、今年度を含む3か年の状況を記載させていただきました。全体として減少傾向にあった採用人数が昨年度から増加に転じまして、今年度は大幅増となったところでございます。この要因としては、昨年からはじめた市内の高校3年生に対して案内チラシを配布して周知を図ったこと、それから、卒業後に市内に就職して市民税が課税された場合に、奨学金の一部が免除される返還特別免除の拡充や、その周知が図られたことなどが影響しているものと考えられます。

また、高校の奨学金については、3年連続で貸付候補者はゼロとなっております。これについては、平成22年度からの高校授業料の無償化、それに代わる平成26年度からの就学支援金制度などによって、高校の授業料負担が軽減していることが要因として考えられます。

報告2ページをご覧ください。今後の奨学金制度のさらなる充実を図りまして、昨年度に引き続き、平成28年度の貸付終了者にアンケートを実施した結果です。78名の内65名から回答をいただいたもので、回答率は83.3パーセントでした。

1番、アンケート回答者の貸付種別です。全体の72パーセントが大学生となっております。

2番、この制度を何(どこ)で知ったかという設問では、在学または進学前の学校を通じて知った方が約4割と、昨年に比べ1割ほど増加しております。また、市報、市のホームページ、市役所チラシなど、いわゆる市の広報で知った方が約3割となっており、この傾向はほぼ昨年と同様となっております。

3番、他の奨学金制度の利用状況です。63パーセントの方が他の奨学金と併用しており、その下に書いてありますが、日本学生支援機構との併用者は33人で、併用者の内、8割を占めております。ちなみに、昨年度は29人で54パーセント程度でした。これについては、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸付枠が大きく広がり、条件の適合者がほぼ全員、貸し付けを受けられるようになったことが考えられます。

4番、貸付終了後の進路ですが、全体の72パーセントが貸付終了後に就職している状況です。主な就職先については、下に書いてある記載のとおりです。

最後、5番ですが、返済に当たっての心配についてです。7割近くの方

が心配なしという結果でした。心配があるとした方の主な理由としては、病
気や失業などで収入が減ったときの心配、それから計画的に返済できる
かが心配である。そのほかに、卒業後に就職できていないとの回答もあり
ました。それについては、なかなか就職できない方の救済策としては、昨
年度から返済の猶予制度を見直しまして、就職が決まるまでの間、最大3
年間、返還を猶予するとさせていただいております。

その他の主な意見については、下の四角囲みの中に記載させていただきました。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等がありましたら、挙手をお願いします。

○伊藤委員 在学の学校等でのお知らせが非常に定着して、数字に表れたということ
で、引き続き、こういう制度があるのだということをお伝えしていくのは効果
があることがよく分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにありますか。
よろしいですか。それでは、報告案件については以上になります。

第5 次回日程

○教育長 次回の日程について説明を求めます。

○教育総務課長 次回の日程です。9月については9月 28 日水曜日午後3時半から、10
月については10月 27 日金曜日午後3時半から定例会を予定しております。

第6 協議会

○教育長 それでは、これで定例会を一旦閉会して、協議会に移ります。

これより、日程第6、協議会ということで、通学区域変更に関する要望書
について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 通学区域変更に関する要望書について、ご説明します。協議会の1ペ
ージをご覧くださいと思います。こちらについては、先般、7月定例会
のその他案件において報告させていただきましたが、6月 20 日、中央区
の親松自治会から教育長あてに就学指定校を鳥屋野小学校に一本化し
ていただきたいということで、通学区域変更に関する要望書が提出されま
した。

この件について、はじめに、要望書を提出した親松自治会の通学区域
を含めた状況についてご説明させていただきます。協議会3ページ、別紙
図面をご覧くださいと思います。カラー刷りです。図面の中ほどに青
い線で囲まれております、水色で塗られた部分が親松自治会の範囲で
す。自治会の右下部分に橙色の中学校区の境界線が横断しているとい
うことです。左下の凡例にありますように、図面の橙色の線が中学校区線、
緑色の線が小学校区線、青線が自治会、町内会の境界線という状況で
す。親松自治会では、町内が校区線で分断されているということで、右下
の部分は江南区の曾野木小学校区ということ。なお、親松自治会は
中央区の鳥屋野コミュニティ協議会に属しているということです。以上が親

松自治会の状況です。

恐れ入りますが、協議会1ページにお戻りいただきたいと思います。3番、要望の趣旨です。自治会が二つの小学校区によって分断されていることにより、地域活動と学校区との不一致が生じているということで、円滑な自治活動に不都合が生じていることから、この地域に居住する住民の総意として、平成30年4月1日から鳥屋野小学校区に一本化してほしいというものです。また、現在、曾野木小学校に就学している児童とその弟と妹については、卒業するまで現在の学校にも就学できるよう、通学区域の変更の際に配慮した措置を願いたいという要望となっております。

次に、通学区域変更による学校への影響についてです。協議会の2ページ、別紙資料をご覧ください。こちらは鳥屋野小学校、曾野木小学校児童数・学級数推計ということで、鳥屋野小学校は、今年度、898人30学級の大規模校となっております。平成35年度までの推計においても、児童数、学級数ともに増加が見込まれている状況です。しかし、このたびの当該校区変更地域については、鳥屋野小学校への学区外就学認可地域となっております。実態としては、曾野木小学校ではなく鳥屋野小学校へ通う児童が多いということで、児童数、学級数の推計を行う際に、すでに当該地域の児童については曾野木小学校から除いて鳥屋野小学校へ加えているということで、今回、校区を変更したとしても、鳥屋野小学校の児童数、学級数推計値に影響はないという状況です。

次に、今一度、協議会1ページに戻っていただきたいと思います。5番目の関係するコミュニティ協議会、自治会・町内会についてです。親松自治会と関係があるのは、曾野木地区コミュニティ協議会、鳥屋野校区コミュニティ協議会。自治会・町内会でいいますと、高美町中央自治会、高美町自治会、上沼自治会です。こちらからはそれぞれ親松自治会の学校区を一つにすることへの同意書が得られております。

最後に、協議会4ページから12ページについて、親松自治会から提出された要望書、それから同意書等が記載されています。親松自治会では、通学区域変更の要望について、今年6月に開催した自治会の総会で満場一致で可決されているということで、要望書の提出後にも、その旨を自治会内の住民に周知説明しまして、異論の声は出ていないという状況です。

事務局としては、今回の要望事項は妥当であると考えておりまして、通学区域の設定や変更については教育委員会の決定により行うこととなっておりますので、本日、ご協議いただいて、了解が得られましたら、今後、通学区域変更の議案を上程させていただきたいと考えております。

○教育長

ただいまの説明に、ご質問、ご意見等ありましたら挙手をお願いします。

ご意見ありませんか。それでは、協議会については以上で終了します。

これより、非公開としますので、傍聴人の方は退席をお願いします。事務局は引き続き同席ください。

第7 定例会再開

○教育長

それでは、定例会を再開して付議事件に入ります。議案第 19 号、平成 29 年9月議会定例会の議案について、まず、(1)新潟市幼稚園条例の一部改正について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、議案第 19 号、平成 29 年 9 月議会定例会の議案についての内、(1)新潟市幼稚園条例の一部改正についてご説明します。

付議の1ページです。当該条例の一部改正の提案理由については、平成 30 年4月に新潟市立中之口幼稚園と新潟市立中之口保育園を統合して、保育所型認定こども園へ移行することとしております。それに伴い、新潟市幼稚園条例の一部改正を行うものです。

改正の具体的内容としては、2番目に記載のとおり、認定こども園への移行に伴い、新潟市幼稚園条例第2条の表に記載されている新潟市立中之口幼稚園を削除するものです。施行日は認定こども園への移行日である平成 30 年4月1日となります。

その裏、付議2ページをご覧くださいと思います。中之口保育園及び中之口幼稚園の認定こども園への移行についてということで、現状、それから2番目の移行方針、3番目の今後の予定、4番目、認定こども園移行後の教育、保育時間の案を記載しております。認定こども園移行後の所管については、市長部局のこども未来部保育課となりますけれども、移行に向けまして、保護者、それから地域の皆様へのていねいな説明など、市長部局の保育課、それから西蒲区健康福祉課、そして私ども教育委員会事務局が密接に連携しながら、円滑な移行が行われるよう、着実に準備を進めているところです。

付議3ページからは、このたびの9月議会定例会に上程する議案書となっています。新潟市幼稚園条例の一部改正については、こちらに記載されています本体の条例が新潟市認定こども園条例の制定についてということで、その関連条例として、新たに制定する認定こども園条例の制定の付則の中で一括して提案することとされています。具体的には、付議6ページまでめくっていただいて、付則の第7項に記載しております、今ほど説明しました提案内容ということで、中之口幼稚園の削除について、こちらに記載されているところです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○教育長

ただいまの説明に、ご意見、ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。それでは、次に、(2)新潟市大畑少年センター条例の廃止について、地域教育推進課から説明をお願いします。

○地域教育推進課長

地域教育推進課です。議案第 19 号(2)新潟市大畑少年センター条例の廃止について、ご説明します。

付議7ページをご覧ください。新潟市大畑少年センターは、これまで、少年の健全育成等の業務を担っておりましたが、5月定例会でご審議いた

だきました新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例が6月議会で制定され、この施設がその機能を引き継ぐことになりましたので、新潟市大畑少年センターを閉じるため、条例を廃止するものです。国際青少年センターの5月供用開始に合わせて、大畑少年センター閉館に向けた事前広報等が必要なため、9月議会への上程が必要となるものです。付議8にはその条例案を記載させていただきました。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明に、ご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第19号について、議案は適当であるとの意見で承認してよろしいでしょうか。

では、そのように決定します。

第8 閉会

○教育長

以上で、定例会を終了いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員